

福生市教育委員会会議録

平成27年第9回定例会

- 1 開催年月日 平成27年9月25日（金）
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時15分
- 4 場 所 第一棟4階 庁議室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
教育長職務代理者 渡 辺 浩 行
委 員 平 野 裕 子
委 員 徳 永 喜 昭
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教育部長兼生涯学習推進課長 天 野 幸 次
参事兼教育指導課長 石 田 周
教育総務課長 町 田 和 子
教育支援課長 野 崎 昌 利
学校給食課長 村 野 和 彦
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭
公民館長 高 橋 邦 彦
図書館長 柿 田 芳 久
主 幹 長 谷 川 智 也
主 幹 林 宣 之
指 導 主 事 森 保 亮
指 導 主 事 鈴 木 輝
- 8 傍聴人 なし

午前10時00分 開会

教 育 長 おはようございます。それでは、ただいまから平成27年第9回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、事前に会議日程をお渡ししておりますので、それに沿って進めさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、坂本和良委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、天野教育部長お願いいたします。

教育部長兼生涯学習推進課長

おはようございます。それでは、日程第2、教育長報告をさせていただきます。私からは学校教育を除く所管事務ということで一覧表にさせていただきますので、そちらで御説明をいたします。

まず、市全体的なことでございますけれども、9月議会が9月1日に開会し、本会議につきましては、4日間でございます。一般質問につきましては、16名の議員から質問がございました。そのうち教育長答弁は8名の議員に対して行われております。なお、この詳細につきましては、12月の教育委員会定例会にて報告をさせていただきます。

そして、9月8日から11日までですけれども、決算特別委員会が開催されまして、平成26年度の一般会計決算について審議され、認定されております。そして、9月17日には常任委員会、総務文教委員会が開催されまして、ここにおきましては補正予算が上程されており、教育委員会の関係では旧田村邸古民家改良工事の工事費が上程されまして、審議がされております。また、教育費ではございませんが、消防費で防災食育センター整備事業費が上程をされております。そして29日には本会議最終日を迎えます。ここにおきまして、渡辺教育委員の人事案件任命同意の提案がされる予定になっております。

次に、教育総務課でございますけれども、8月27日でございますが、教育委員会連合理事会研修会が府中の自治会館で開催されまして、渡辺委員と平野委員が御出席されております。

そして、生涯学習推進課でございますが、8月22日青少年育成地区委員

長会全体会が開催されまして、夜間一斉パトロールを行いました。パトロールに先立ちまして、福生警察署の生活安全総務課の警察官から講義を受けた後、パトロールを行っております。

そして、9月12日と、15日に成人式実行委員説明会を2回開催いたしました。今年度1月の成人の日に行われます成人式の実行委員の募集を行いまして、現在のところ6名の方がやってくれるということで確認をとっております。

次に、スポーツ推進課でございます。9月5日に市民プールが閉場いたしました。今年度の来場者でございますけれども、2万3,070人ということでございまして、昨年度に比べまして約3,000人多く来場しております。そして、翌日9月6日でございますけれども、市民総合体育大会の水泳大会が市民プールで行われまして57人の参加がございました。

次に、公民館につきましては、主な会議等の内容をここに記載をさせていただきますけれども、欄外にその他の講座等につきまして記載をさせていただきますので、御確認いただきたいと思います。

そして最後、図書館でございますが、9月9日に第三中学校の職場体験で、中央図書館と武蔵野台図書館に生徒が来ております。中央図書館には3名、武蔵野台図書館には2名の三中の生徒が来ております。そして、同じく9月15日には、今度は福生二中の職場体験といたしまして、中央図書館に2名、わかぎり図書館に3名、武蔵野台図書館に3名の生徒が来ております。

簡単でございますけれども、私からは以上でございます。

教 育 長
参事兼教育指導課長

では、続きまして石田参事お願いいたします。

それでは、2枚目でございます学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。

2学期が始まりまして1カ月が経ったところでございますが、全校落ちついた状況で学習、そして生活が行われている状況でございます。教職員、新規採用の教員も含めて教職員はメンタル面、身体面は問題なく、仕事に当たっております。健全育成上の課題が数件上がってきておりますが、いずれも校長を中心として丁寧に対応しているところでございまして、事務局もその全てについて把握して保護者対応などに関わっているところでございます。

紙面については、(1)から(3)までございまして、平成27年度中学校修学旅行一中と三中が9月の5日から8日までそれぞれ実施しまして、

無事に行ってまいりました。全3校終了いたしました。

(2) は、特別支援教育講演会でございますが、こちらは8月28日に開催いたしまして、全校全教員悉皆でございます。宮本紀夫先生、元教育庁指導部の心身障害教育指導課長をされていた方でございますが、本市の特別支援教育第三次実施計画の有識者も務めていただいた方なのですが、長谷川主幹が担当し、教員からも好評だったということでした。アンケート等を見ても勉強になったという声が非常に多くて、中身は発達障害に関する基本的な知識を確認した後、識字障害、読字障害等、読みづらさをもっている子たちが実際にはどんなふうを読むときに差し障りがあるのかというのを、宮本先生が用意していただいた資料、教材を使って実際に読んでみて、ワークショップ的にディスカッションもしていただいたのですが、大変好評でございました。今後も年に1回は、特別支援教育の特別な研修会を全校悉皆でやっていきたいと思っております。

(3) は、行事等でございます。当面の予定でございますが、運動会が2校残っておりまして、10月3日に二小と三小がございます。道徳授業地区公開講座は、今月は明日9月26日に六小がございます。そして、福生市総合防災訓練の、メイン会場は、今年度は福生第三小学校で三小の場合は全児童が教職員とともに参加いたします。10月18日日曜日でございます。

学校教育に関する所管事務については、以上でございます。

教 育 長

以上、報告終わりました。

何か質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。特にございません。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第65号、福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の一部改正に係る臨時代理の決定を議題といたします。

学校給食課長より内容の説明をお願いします。

学校給食課長

それでは、日程第3、議案第65号、福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の一部改正に係る臨時代理の決定について、提案理由並びにその内容を説明させていただきます。議案書は3ページでございます。また、例規集につきましては、第1巻、1,397ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定によりまして、福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の一部改正を行うことにつきまして、あらかじめ

教育委員会の指示を受けたいため承認を求めるものでございます。

内容でございますが、平成27年10月1日付で最低賃金法に基づく、東京都の地域別最低賃金が888円から907円に改定されることによりまして、現行の配膳パートタイマー賃金890円を上回りますことから改定いたそうとするものでございます。5ページの資料、福生市学校給食等配膳パートタイマー雇用規程の一部改正新旧対照表をお願いいたします。第6条第1項及び同条第2項各号中の「890円」を「910円」にそれぞれ改めるものでございます。今後9月30日に開かれます例規審議会での審議を経て、10月1日付で施行開始となりますことから、教育長が臨時に代理いたすものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 内容の説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いをいたします。

徳 永 委 員 簡単な質問で申しわけないのですが、案件名の臨時代理の決定というのはどういう意味なのですか。

教育総務課長 臨時代理の決定についてでございますが、こちらは教育委員会に委任できる事項というものがございます。まず例規集でご覧いただきたいと存じますが、こちらの1の表示がある例規集の1,302ページになります。この中に第4条臨時代理の規定文がございます。まず、この事務委任規則でございますが、第2条にそれぞれの事項が記載されております。ここに書かれてある事項につきましては、教育長に委任することができません。ということは、教育委員会に諮らなければならない事項になります。その中に第2条の(2)、委員会規則、その他委員会の定める規程の制定または改廃を行うことという事項がございます。これにつきましては教育委員会にきちんと諮りまして御決定をいただくこととなりますが、今回この学校給食配膳パートタイマー雇用規程におきましては、庁内での意思決定の手順がこの後また必要な手続がございまして、本日のこの定例会で御決定いただくことはまだできない状況でございます。そのため、第4条の臨時代理ということであらかじめこの教育委員会にこのような手続をさせていただくことを御了解いただきたいということでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

徳 永 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしくお願いをいたします。それでは、内容についての質問等ございますか。

よろしいですか。それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第65号は、教育長が臨時代理を行うことに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は教育長が臨時代理を行うことといたします。

次に、日程第4、議案第66号、「清水家旧蔵穀箱」の市登録文化財登録に伴う諮問についてを議題といたします。

教育部長より内容の説明をお願いします。

教育部長兼生涯学習推進課長 それでは、日程第4、議案第66号、「清水家旧蔵穀箱」の市登録有形文化財登録に伴う諮問について、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして、清水家旧蔵穀箱を福生市文化財登録台帳に登録することを別紙9ページの諮問書のとおり、福生市文化財保護審議会に諮問したいので本案を提出するものでございます。

次に、内容でございますが、10ページからの調書をご覧くださいと思います。本資料につきましては、福生市牛浜5番地清水家に代々伝わってございました穀箱でございます。平成25年度に福生市教育委員会に寄贈され、現在は郷土資料室展示室において展示がされております。12ページには実物の写真をつけてございますので、ご覧くださいと思います。

戻りまして、11ページに概要が記載してございますが、穀箱につきましては、江戸時代に飢餓対策として幕府より各所に設置を勧められた穀物の貯蔵施設でございます。福生市内では既に2件、これは加美にございます田村家と、それから中福生の古谷家に穀箱がございまして、そちらにつきましては、市指定及び登録文化財に既に指定がされております。ただし、これらの2件の穀箱がいずれも集落単位での共同利用を目的としたものであるものに対しまして、旧清水家の穀箱はあくまでも清水家が単独で利用するための自家用のものでございます。このような自家用の穀箱は市内に現存するものとして唯一であると考えられます。そして、他の2件が屋外設置を前提として建造されて屋根つきの独立の建築物であるのに対しまして、清水家の穀箱は物置の内部に収納されることを前提としてつくられて

いることも大きな特徴でございます。同様の穀箱の存在が市内では確認されておりません、江戸時代後期の農村の生活様式を現在に伝える貴重な資料でございます。さらに平成15年度福生市文化財総合調査におきまして、本件の調査に当たりました工学院大学名誉教授の山崎弘氏もその報告書におきまして、福生市の文化財として未永く保存すべきであるとの言及がございました。そこで、清水家旧蔵穀箱を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、本案件を文化財保護審議会に諮問いたしまして審議を賜りたいと考えております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。

質疑等ございましたら、お願いをいたします。

徳 永 委 員 大きさを教えてください。

教育部長兼生涯学習推進課長

この写真を見ていただくとわかりますけれども、郷土資料室の展示室の一番奥に展示しておりますが、大体1メートルの2メートル半ぐらいですか。高さが約1メートル弱という大きさでございます。

教 育 長 ほかにございますか。

平 野 委 員 この調書では、当初本来4箱目が存在したと書いてありますね。これは、この写真を見ますと、大きな1箱が3つに分かれているような気がするのですけれども、こういうものがもう一つ続いている、そういうことでしょうか。

教育部長兼生涯学習推進課長

はい、そうです。ここは、今3列になっておりますけれども、さらにもう一列ここについていたといいますか、それが欠落してしまったということで、今3列のものが現存していると、そういうことでございます。

平 野 委 員 この落とし板というのですか、何かこれにはいろいろと墨で書かれたものがあるということで、写真ではよくわからないのですけれども、この1枚1枚の羽目板みたいな、これのことをいうのですか。

教育部長兼生涯学習推進課長

写真ではわかりづらいのですが、かすかに正面に文字が入っているのがおわかりかと思いますが、このように表記が1つずつされています。板に印をつけて順番にはめ込む形になります。

平 野 委 員 今の文字がイロハニホヘトの平仮名で書いてあるということですがけれども、これまでの穀箱には、何かいろいろ魔よけではないですが、そのような文字が書かれていたと聞いていたのですが、特別な表記みたいなものもこれにはあったのでしょうか。

教育部長兼生涯学習推進課長

私自身が確認をとっておりませんので、この場ではお答えできません。

申しわけございません。調べましてお伝えいたします。

平野委員 私も資料室に行って実物見させていただきます。

教育長 よろしいですか。

平野委員 はい。

教育長 ほかにございませんか。

坂本委員 10ページからの調書ですけれども、どちらで作成したものなのでしょうか。

教育部長兼生涯学習推進課長 生涯学習推進課文化財係の職員がこれを作成いたしました。また、文化財保護審議会の中でこの資料につきましては、議論がなされておりますので、そういった御意見も反映して作成しております。

以上でございます。

坂本委員 今、急に出てきたのではなくて、ずっとこの内容は議論されてきたわけですよね。気になったのは、内容のところに松平定信が老中に就任するに当たって寛政の改革を実施したという、表現が何か社会科で習ったのと違うような気がしています。就任するに当たって寛政の改革を実施したのではなくて、定信が老中に就任中に起こった改革をまとめて寛政の改革というのだと思うので、この表現は正しいのかなと気になりました。

教育部長兼生涯学習推進課長 はい。申しわけございません。確かに寛政の改革を実施したのは松平定信であります。この表現につきましては確認をさせていただいて、修正するようであれば、修正をした上で諮問したいと思っております。お願いします。

教育長 申しわけございません。正しい表記をつくるように確認をしてください。

教育部長兼生涯学習推進課長 はい。

教育長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第66号は、ただいまの御質疑をいただいたことを確認し、場合によっては一部修正の上、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は資料の確認をさせていただきまして、その後に可決をさせていただくということといたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、日程第5、議案67号、通学路における防犯カメラの設置について（答申）に基づく対応についてを議題といたします。

教育総務課長より内容説明をお願いします。

教育総務課長 議案第67号、通学路における防犯カメラの設置について（答申）に基づく対応について提案理由並びに内容について御説明させていただきます。

資料は13ページをご覧ください。提案理由でございますが、通学路における防犯カメラの設置についてといたしまして、8月に福生市個人情報審議会に諮問いたしました。その答申に従い小学校の通学路に防犯カメラを設置していきたいため本議案を提出するものでございます。15ページから17ページが答申の写しとなります。

16ページをお願いいたします。市の審議会の結論でございますが、福生市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する規則第5条の規定に基づき諮問いたしました通学路における防犯カメラの設置については同意するとの結論でございます。

2の審議会の判断でございますが、防犯カメラの設置は児童等の安全確保、犯罪抑止等の手法の一つであるとともに、事件等が発生した場合の物的証拠となることも含めて効果があると考えられ、また設置場所についても見守り活動を補完し、学校、保護者等の意見要望を踏まえたものとなっており、福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の防犯カメラ設置者の責務、管理責任者等の責務等の規定の遵守が求められるものであり、実施機関が講じる措置については妥当であると考え、通学路に防犯カメラを設置することに同意するとの判断でございます。

また、3の実施機関に対する提言では、通学路は公道であることからプライバシーに配慮し、映像についての特段の情報保護の配慮、適正な管理、運用が確保されるべきで、市民への周知と合意形成に努めなければならないとした提言でございました。

通学路における防犯カメラを設置するに当たりましては、プライバシーへの配慮、適正な管理運営を行うなど、この答申に従いまして通学路に防犯カメラを設置することについて御審議を賜りまして御決定くださいますようお願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。

何か御質問等ございますか。諮問に対して答申をしていただいたということでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第67号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することといたします。

続きまして、日程第6、議案68号、旧ヤマジュウ田村家住宅における防犯カメラの設置について(答申)に基づく対応についてを議題といたします。

教育部長より内容の説明をお願いします。

教育部長兼生涯学習推進課長 それでは、議案第68号、旧ヤマジュウ田村家住宅における防犯カメラの設置について(答申)に基づく対応について、提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

19ページをお願いしたいと思います。まず、提案理由でございますが、福生市個人情報審議会の答申に基づきまして、旧ヤマジュウ田村家住宅に防犯カメラを設置するため本議案を提出するものでございます。

次に、答申の内容でございますが、21ページをご覧くださいと思います。平成27年9月18日付にて福生市個人情報保護審議会会長より福生市教育委員会宛てに書面にて答申がなされました。

22ページをお願いいたします。審議会の結論でございますが、当該住宅に防犯カメラを設置することに同意するとの結論でございます。そして、2の審議会の判断でございますが、当該住宅への防犯カメラの設置の理由は、国の登録文化財に登録された貴重な文化財であり、カメラの設置は犯罪抑止等の手法の一つであるとともに、事件が発生した場合の物的証拠となることも含め効果があるとしております。

そして、3の実施機関に対する提言といたしまして、管理責任者は防犯カメラを運用するに当たり、条例の規定に基づいた個人情報の保護に配慮するよう指導及び監督をするとともに、適切な運用を図るよう提言を受けております。

説明、以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。答申について。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第69号、茶室福庵における防犯カメラの設置について(答申)に基づく対応についてを議題といたします。

公民館長より内容説明をお願いします。

公 民 館 長 それでは、議案第69号、茶室福庵における防犯カメラの設置について(答申)に基づく対応についての提案理由並びに内容について御説明いたします。

資料は次のページでございます。提案理由でございますが、福生市個人情報保護審議会の答申に基づきまして、茶室福庵に防犯カメラを設置するため本議案を提出するものでございます。

内容についてでございますが、次の25ページお開きください。これは、福生市個人情報保護審議会より平成27年9月18日をもって茶室福庵における防犯カメラの設置について答申をいただいたものでございます。その内容でございますが、26ページでございます。審議会の結論としては、茶室福庵に防犯カメラを設置することに同意するというものでございました。審議会の判断といたしましては、茶室福庵は、夜間は周囲が暗い環境下であり、カメラを設置することは防犯抑止上の手法の一つであるとともに、事件等が発生した場合の物的証拠となることを含めて効果があると考えられるとの理由で、茶室福庵に防犯カメラを設置することに同意をしていただいたものでございます。

3番、実施期間に対する提言でございますが、下3行でございますが、管理責任者は防犯カメラを運用するに当たり条例の規定に基づいた個人情報の保護に配慮するよう指導及び監督をするとともに、適切な運用を図るよう提言をいただきました。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明は終わりました。

何か質疑等ございますか。

よろしいでしょうか。これも答申でございますので、答申のとおりということ。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、報告第32号、平成26年度問題行動等調査福生市分の結果についてを議題といたします。

指導主事より内容の説明をお願いします。

指 導 主 事 それでは、日程第8、報告第32号、平成26年度問題行動等調査福生市分について報告いたします。

29ページ、報告第32号資料をご覧ください。本調査は、福生市の公立小学校、中学校を対象として平成26年度における暴力行為、いじめ、不登校等の実態を把握するために実施したものであります。国や東京都ではまだ公表していない部分もあるため、その部分につきましてはあみかけとさせていただきます。

まず、暴力行為の状況をご覧ください。暴力行為ですが、小学校において1件報告がございました。これは、学校外での児童同士による暴力行為となっております。この件に関しましては、即時保護者、そして警察と連携をしまして指導を行っております。

続きまして、右側、いじめの状況についてです。中学校において、平成25年度に比べ、約半数の12件減少をいたしました。しかし、小・中学校とも解消率が下がっています。これは、スマートフォンを使用しているいじめなど、発見に時間のかかるいじめが増加していることが原因の一つと考えております。発見に時間がかかってしまっているため、いじめが長期間行われてしまい、複雑化し、解消まで時間がかかっている状況が見られました。早期発見、早期対応を組織的に行う体制づくりを一層強化するとともに、いじめを生まない、そして許さない学校づくりに努めてまいります。

最後に、30ページをご覧ください。小・中学校における不登校の状況になります。不登校については、本市の重要課題の一つとなっております。平成26年度は出現率において、小学校で0.2%、中学校4.4%と大幅な減少となりました。これは、昨年度9月より実施しております不登校状況調査、そして不登校カルテにより個別の状況に応じた支援が充実した結果と考えております。また、学校だけでなくさまざまな機関と連携した取組が成果としてあらわれてきております。しかし、決して少ない数字

とは言えません。今後も不登校総合対策に基づき、不登校ゼロを目指して支援を継続してまいりたいと思っております。

以上で報告とさせていただきます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。

何か御意見等ございますか。

平 野 委 員 先ほど御報告がありました小学校の暴力1件ですけれども、これはどのように解決されたというか、その当事者のお子さん方の対応といたしますか、どのようになって、どのような経過、結果になったかを差し支えなければ教えていただけますか。

指 導 主 事 こちらについては、学校外で児童が暴力行為を行ったということで、近隣の方が通報しまして警察がまず対応しました。その後すぐに学校が状況を聞きまして、そして保護者に連絡をして、保護者とともその日のうちに指導をしました。その後次の日に再度指導を行ったと報告を受けております。

平 野 委 員 けがなどはなかったのですか。

指 導 主 事 特に大きなけがではなかったと報告を受けております。

平 野 委 員 それは、もう解決したのですか。

指 導 主 事 はい。解決はしております。

平 野 委 員 新聞にも載ってございましたけれども、今小学校、特に低学年の暴力行為が増えているというニュースがありますけれども、そのような類いが福生にも影響が来ているのかというのをまず一つ心配しました。今まで結構ゼロで来ておりましたので、そのあたりが少し心配になってお伺いしました。

それから、いじめについても、小学校1年生と小学校3年生の低学年、それから中学年の初めのころで増えているのですけれども、やはりこのあたりも同じように注意してみていかないと今後学校の雰囲気も変わってくるのかなと思います。この暴力行為の報告を見てわかるように、ここ数年、福生の小・中学校は落ちついて子どもたちが学校生活をしているのは、これを見て一目瞭然だと思っておりますけれども、これまでの状態をより継続していくためにも、やはり早く手だてのできる場所は原因を追究してやっていただきたいなと思います。

それと、もう一点続けてよろしいでしょうか。

教 育 長 はい。

平 野 委 員 この不登校についてなのですけれども、本当におかげさまで随分減ってきております。数字的に見て、いろいろと皆さんにやっていただいてその

効果が出てきているなど思うのですけれども、特に中学校の生徒の復帰率はなかなか上がってこないというか、このあたりの状況はいかがでしょうか。

指導主事 復帰率についてですけれども、復帰の定義としまして、こちらの問題行動等調査においては、指導の結果、登校する、またはできるようになったということです。個々の児童・生徒の状況に応じて判断をするということで具体例としまして、1学期中は全く登校できなかったけれども、支援を受けて特定の教科、学習に興味を持てるようになって、3学期には興味がある教科の授業がある日は登校できるようになったというような例が出ておりまして、これをもとに学校で判断しております。やはりここについては、まず福生市として復帰をどのように捉えるかということ进行を明らかにしていまして、そして実際に子どもたちがどれくらい学校に戻れるようになったかというのを今後は検討していきたいなと思っております。

以上です。

平野委員 学校の先生からの話をいろいろとお伺いしますと、不登校にしろ、子どもの問題行動にしろ、教育委員会、または教育相談室で迅速な対応をしていただいて、この解決の手がかりを早目に見つけていただいているということをお大変感謝していらっしゃると思います。でも、やはりその問題をずっと引きずってしまうお子さんもたくさんいらっしゃると思います、その後のケアですね、そのところで私も話を伺っておりまして、一人一人のお子さんに対する福祉的なケアというのでしょうか。何かそのあたりをもう少し考えていけば、そのお子さんとか保護者の方に寄り添える、そういうところを、もう少し連携していけると効果が上がってくるのではないかなと先生方のお話を伺っていて思うところがありましたので、お話しさせていただきました。

教 育 長 今、平野委員がおっしゃった部分は事務局でも相談をしているのですけれども、今、鈴木指導主事が言いましたように、この復帰の考え方なのですけれども、文科省のこの不登校の定義によってカウントされた子どもたちがここに出ている数字になるわけですけれども、それが何らかの支援や働きかけによって復帰することがあります。しかしながら、今、平野委員がおっしゃったように、またそこからケアが必要なわけですね。学校に行けるようになったから終わりではなくて、またそこから欠席になってしまう場合も結構あるものですから、そうするとまた次の年に復帰したと思われる子は、今度はまた不登校のカウントになってしまうと

ということで、ケースを一つ一つきちんと見ていこうとしています。ですから、復帰率というの、どこまでどう改善したのかと一つ一つを追っ
ていこうということで、本市はそれができる状況にあるのではないのか
と、今、指導課でそういう対応をしているところです。復帰率というよ
りも、復帰の中身とといいますか、改善の中身、質を大事にしていこうと
捉え、今後、詰めていきたいと思っております。おっしゃるようにケア
の継続を、あるいは違ったケアも今後必要になってくるだろうというこ
とも含めて、専門家チームをつくって対応していきたいと考えておりま
す。

では、次の質問どうぞ。

平野委員 あともう一つは、不登校の男女の学年別のこの表です。毎年これを見せ
ていただくのですけれども、やはり福生も、全国的に同じ傾向なのかもし
れませんが、6年生から中学1年生に上がる段階と、あと中学1年生から
2年生に上がる段階、ここはいつも増加しているのです。ちょうど子ども
たちの気持ちが変わる成長期や思春期に入ってくるといういろいろあると思
うのですけれども、そこに何か共通の要員となるものが見出せるのではない
かと今までも考えていました。不登校の数が増える学年の様子をもう少し
注意して見ていただくというか、学校の先生から様子を伺うとか、早く
原因究明ができればと考えています。

指導主事 確かにこちらのほうに1年生、2年生、特に夏休み明け等には不登校が
増えているという傾向が見られます。昨年9月から不登校状況調査という
ことでかなり細かなものを学校から上げていただいております。昨年9月
から始まりましたので、今年度は1年間通して確認ができるかと思いま
すので、そちらを見ながら先ほども教育長からも話がありましたように、一
人一人のケースについて確認をして支援の体制を整えてまいりたいと思っ
てございます。

以上です。

平野委員 ありがとうございます。

教育長 この復帰率のところを見ていただきますと、不登校の率が極端に25年度
に低くなっていますよね。きちんと精査して、本当に復帰と言えるのか
どうかということをしかりと行ったということが専門家チームを発足
してちょうど25年度からやっていますので、そういったことから、こう
いう数字になってきていると御理解をいただけるかと思えます。

ほかにもございますか。

坂本委員 いいですか。今の点でちょっと確認なのですけれども、24年までと25年以降は復帰という定義を変えたということですか。

教育長 定義を変えたわけではないですよ。

指導主事 定義を変えたということではないのですけれども、ただ平成24年度から25年度にわたって教育センターの体制を変えたことによって、何を以て復帰とするのかというところの意識を少し変えたということになります。
以上です。

坂本委員 具体的にどういふときを復帰とみなさないことにしたのですか。

教育長 今までの数値は、学校任せになっているのです。そこに25年度から専門家チームを入れて、その専門家の、「これはまだ復帰はできないでしょう」という判断、「また不登校に入る可能性もある」とか、あるいは「一時、教育相談室につながったことで復帰とする」ということも、これは慎重に見きわめて、教育センターにも介入してもらっている部分がございますので、そういう数値の変化については、そういうことでしょう。

指導主事 はい。

徳永委員 ということは、これは定義が市町村によって違う、あるいは県によって違うということになると、東京都はこうである、福生は多いとか少ないとか、比較は意味がないということですか。

教育長 国の定義で、復帰率というのをどのようにカウントしなさいという指示はあるでしょう。

指導主事 それでは、もう一度定義につきまして全文を確認させていただきます。平成26年度1年間の指導結果を対象とし、指導の結果、登校する、またはできるようになった児童・生徒とは、各学校が以下のような例を参考に、個々の児童・生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めたものをいう。2つの例が出ております。1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。これが1つ目の例です。2つ目の例としまして、中学校3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などをみずから考えるようになり、その後週に1回程度は登校できるようになった、というのが一応文部科学省で出されている定義となっております。
以上です。

- 教 育 長 よろしいでしょうか。
- だから、おっしゃるように、市の担当者の判断になりますよね。
- 徳 永 委 員 厳密に比較ができないのだらうなと思います。
- 教 育 長 不登校の数値は比較できると思います。
- 徳 永 委 員 実数は比較できますね。
- 坂 本 委 員 不登校の場合は、30日を超えたら不登校とみなすといいます。
- 教 育 長 はっきりしています。
- 坂 本 委 員 今の説明を聞いてみると、結局、復帰というのは少しでも改善されると復帰としてカウントしていいと聞こえます。だから、少しよくなったけれども、まだ心配だから復帰とは言えないというのは、文科省の定義に反していて厳しくし過ぎているような気がします。
- 坂 本 委 員 これは単年度でやっているから、次の年また学校へ来なくなったとしても、それはそれでまたその年に調べればいいわけですよね。
- 教 育 長 数値として報告するものと、先ほどから言っているように、その質をずっと見きわめていって、今後のケアをずっと厚くするものとは、両方やっていかなければいけないわけです。ですから、数値は数値としてきちんと報告をしていいのではないかと思います。改善が見られれば、それは改善したということで復帰という形にしてもいいのではないかという御意見かと思っております。
- 平 野 委 員 この数字を見たときに、必ずしも学校に登校するというのではなくて、学校に行かないほうがこの子にとってはいいのではないかと判断をされた数字というのはあるのかなと思いました。もしあればどのくらいなのかということも思いました。
- 教 育 長 鈴木指導主事、その辺の掌握はできていますか。
- 指 導 主 事 今、何件ということではお答えできないのですが、不登校の状況調査等では、各校で、その理由ですとか、一月間でとられた保護者との対応ですとか、児童・生徒への対応というのはかなり事細かに書いた報告をいただいておりますので、そちらを確認すればある程度のことはわかると思います。
- 以上です。
- 教 育 長 もう少しお時間をいただいて、今のような件も盛んに言われていることですので、考慮しなければいけないことだと思っています。
- 平 野 委 員 不登校が、本市も本当に重要課題の一つですので、私も毎年このことは関心を持って見ているわけなのですが、一人一人のケアをまずはし

っかりしていただければと思っております。

教 育 長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。今御指摘ございましたように、いじめ、不登校等についての解消率あるいは復帰率ということについては、国で定義しているような数値をきちんと反映させないといけません。しかしながら、質をきちんと見きわめていって一つ一つのケース、対応状況もきちんと掌握しながら進めていこうという確認でよろしいですか。

では、そのように今後お願いをいたします。

それでは、お諮りをいたします。報告第32号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第32号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第9、報告第33号、平成27年度全国学力・学習状況調査結果概要についてを議題といたします。

森保指導主事より説明をお願いします。

指 導 主 事 それでは、日程第9、報告第33号、平成27年度全国学力・学習状況調査結果概要について報告いたします。

本日配付させていただきました報告第33号資料をご覧ください。今年度の平成27年4月21日に小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に実施いたしました。今年度は、国語と算数、数学に加えて理科が追加で実施されております。理科につきましては、平成24年度にも実施されておりますが、抽出校における調査として実施しておりまして、全国悉皆の調査としては初めての実施でございます。

国語と算数、数学については、それぞれ主として知識に関する問題、A問題と、主として活用に関する問題、B問題に分けて実施し、理科は分けずに実施しております。文部科学省から8月25日にその結果が公表されましたので、本市における結果、概要を報告いたします。

平均正答率一覧をご覧ください。今年度は小学校、中学校ともに全国平均を超える科目教科はございませんでした。今年度の成果といたしましては、その下の全国平均との差の推移をご覧ください。昨年度と比較すると、大きく差が開いてしまった科目が多い中、小学校国語のB問題では改善が見られております。現在その要因について分析を図っているところではございますが、現時点で記述式の問題の正答率及び回答率が

幅に改善していることがわかっております。その一方で算数、数学及び理科については、本市の課題が結果として示されています。全国平均との推移の下のボックスをご覧ください。こちらのグラフは、今年度のデータと同じ学年が昨年度実施した東京都の調査を比較したものです。同じ学年の東京都平均を基準に比較することで、1年間の成果を見ることができます。4つの棒グラフのうち、左2つは昨年度の結果、右2つは今回の結果を示しております。この結果をご覧くださいますと、国語は小学校、中学校ともに差の変化は大きく見られませんが、算数、数学及び理科は明らかに差が広がっていることがわかりました。特に理科における広がりも顕著であり、その対応が今後必要と考えているところでございます。

今後はこの調査問題を詳細に分析いたしまして、こちらの教育委員会定例会でお示しするほか、教職員用のリーフレットや保護者用のリーフレット等を作成し、年度末までに学力向上策を教育指導課でまとめて、各学校に示していく予定でございます。

報告は以上でございます。

教 育 長

以上、報告終わりました。

何か質疑等ございましたら、お願いをいたします。

いかがでございますか。初めてご覧いただいたので、いかがでしょうか。

坂 本 委 員

昨年と今年ということで、都の調査と国の調査の比較の図があるのですが、都の調査と全国における調査と、標準偏差は同じですか。

指 導 主 事

標準偏差の数値としては出しておりませんので、改めて調べさせていただきたいと思っております。

坂 本 委 員

標準偏差が同じでないと、統計的には、平均点とか点数の差で比較しても余り意味がないと思うのですよね。散らばり具合が違っていると1点の開き具合が違ってくると思っています。ですから、そこを見ると、これは本当に大きく開くのか、それとも差は余り変わっていないとかというのは、もう少し正確に出てくると思っています。

教 育 長

同学年の実施でも標準偏差を見ていかないといけないという御指摘でございますが、そのとおりだと思います。もう一度加味してその資料をまた出してもらえますか。よろしいですか。

ほかにもございますか。

平 野 委 員

前回、点数の配分表がありましたよね。

教 育 長

それは、今後作ります。

平野委員 今後ですか。

教育長 今日は概要ということで、大変申しわけございませんが、この後資料をつくらせていただきます。この後、先ほど御指摘をいただいたことも踏まえて、さらに詳細な設問ごとの回答率だとか無回答、あるいは全く得点できていない子がどれだけいるか等を含めて詳細な分析結果をまた御報告申し上げたいと考えております。本日は、あくまでも概要ということでございますので、そのような扱いをよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、先ほど報告の中で、学校に示してという話がありましたが、学校ごとの格差が少しあるような気がするのです。そうなってくると、また示し方も学校ごとで変わってくるのかなと思います。全体一律ということでは、なかなか語れない部分があるかなと感じます。ですから、そちらにつきましても時間をいただきますので、本日は概要ということで御理解をいただければと存じますが、よろしいでしょうか。

ほかにございますか

それでは、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第33号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、報告第33号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、その他報告事項について説明を願います。まず、平成27年度上半期福生市立中学校部活動実績についてお願いいたします。

指導主事 それでは、37ページ、その他報告資料で中学校部活動大会成績について御説明をさせていただきます。

こちらの成績については、平成27年4月から8月までの大会の成績の報告となります。今年度特に福生第二中学校において陸上競技、走り高跳びで全国大会に出場した生徒がおりました。それ以外に一中、二中、三中とそれぞれこのような成績をおさめております。

以上となります。

教育長 上半期の部活動報告でございます。

続けて、説明をさせていただければと存じます。後で質問等は一括してお受けいたします。

次に、平成27年度「ふっさいじめ防止標語」入選作品について説明願ひ

ます。

指導主事 では、続きまして39ページ、「ふっさいじめ防止標語」入選作品についてです。

こちら、前回の定例会の際に御協力をいただきました防止標語についてです。こちらは、入選作品が各校2点ずつ合計20点入選作品とさせていただきますので、御報告させていただきます。

以上です。

教育長 では、続きまして、第15回福生市子ども議会の概要について説明願います。

教育部長兼生涯学習推進課長 その他報告事項3でございます。第15回福生市子ども議会の概要について御説明いたします。資料は、41ページとなりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1の目的でございますが、4点こちらに記載をさせていただきました。このうち(4)に学校教育と社会教育との連携とございますが、質問の取りまとめなど学校の協力を得まして、現在開催に向けた準備をしているところでございます。

2の実施の日程といたしましては、10月17日土曜日、午前10時から正午までを予定しております。リハーサルにつきましては、10月14日の水曜日午後3時30分から5時15分までを予定しております。

3の会場でございますが、第二棟5階市議会の議場でございます。議長席もそのまま使わせていただけることとなっております。

4の内容についてでございますが、子ども議員からの意見と提案に対しまして、その事務を所管いたします部署の管理職が答弁をいたします。全14の質問に対し11人の担当課長及び3名の主幹職が答弁をいたします。

5の子ども議員につきましては、各小学校5、6年生の中から各校2名ずつを選出していただきましたが、全て6年生でございまして、14名の子ども議員が確定をしております。既にその子ども議員からの質問の通告をいただいております。また、議長、議会事務局長、議会運営委員長の役は、学校創立順の順番でということになっておりまして、今年度は第五小学校の子ども議員が議長、第六小学校の子ども議員が議会事務局長、第四小学校の子ども議員が議会運営委員長ということとなります。

続きまして、次のページ、42ページをお願いいたします。こちらに先ほど申し上げましたけれども、14名の子ども議員の氏名と、それから質問内容、そして答弁者を質問順に掲載させていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 では、続きまして、第45回福生市民文化祭実施要綱について説明願います。

公 民 館 長 それでは、その他報告事項第4、第45回福生市民文化祭について御説明させていただきます。43ページ、その他報告事項4の資料をお開きください。

まず、趣旨でございますが、市内で行われている文化活動の成果を発表する機会を提供し、市民文化の向上と潤いのある市民生活の実現に寄与するものとするものでございます。

2、主催でございますが、福生市、福生市教育委員会、福生市文化協会でございます。

3、実施日時は平成27年10月25日から11月15日までの間の土曜日、日曜日、祝日の延べ8日間でございます。

4、会場でございますが、市民会館、公民館、茶室福庵及びさくら会館でございます。

続いて48ページをお開きください。福生市文化祭開場式についてでございますが、日時、10月31日の土曜日午前10時から市民会館小ホールでございます。今後別に御案内させていただきますが、教育委員の皆様には関係者として御参加いただきたいと思っております。平服での御出席をお願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長 以上、その他報告事項につきまして一括して報告をさせていただきました。何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、その他報告について委員の皆様から何かございますか。

平 野 委 員 長い夏休みがありまして、学校へしばらく行っていなかったのですが、先日、三中の道徳授業を見てまいりまして、久しぶりに校舎内を歩きましたら、以前3階の増築部のあたりに段差があり、またドアもありましたが、その段差やドアがなくなり、見通しのいい廊下になっておりました。何か印象がとても明るくなった感じがしましたし、また災害等何かありましたときには、子どもの避難も安全に、迅速にできるのではないかなという印象を受けました。

それと、まだトイレの工事が継続しておりまして、廊下には大きな材料や機材などが運ばれておりましたけれども、授業が始まっておりますの

で、そのあたり子どもたちへの影響が少し気になったところです。もう間もなく終わるということでしたので、学校もきれいになってよかったなと思います。

それから、8月29日に市営競技場でスマイルスポーツフェスティバルが行われましたね。会場に行ってみたのですけれども、小雨が降っていましたが、小さいお子様連れ、家族連れ、随分たくさん見えていました。また、サッカー選手だとか、サッカー少年だとかお相撲さんとかとてもにぎやかだったのですけれども、あそこでイベントするには駐車場が狭過ぎるのではないかなと思いました。急遽職員の方の計らいで会場の一部を駐車場にして使っていましたが、あそこは国体をするために整備しましたので、これからも大きなイベントが開かれると思います。そういう駐車場の整備、それからグラウンドの土壌の改良等、今後私たちが気をつけて見ていくところではないかと思いました。

それから、昨日の朝日新聞の夕刊記事に「体育館の床板にご用心」というのが出ていましたけれども、ご覧になりましたか。体育館の床の小さなささくれで大けがをしているということが載っておりました。中央体育館も古いですし、また学校の体育館でも子どもたちはいろいろなスポーツをしますので、事故が起きないうちに1度こういう点検をしていただけたらいいのではないかと思いました。

それと、四小の学校だよりを見せていただきましたが、二中の生徒が職場体験で学校へ来ておりました。こういうケースは初めてではないかと思うのですけれども、今までも来ていたのでしょうか。あとで様子を少し教えていただきたいなと思います。

あと1件なのですけれども、ニュースで他市の中学生がインターネットを使ってタレントを恐喝、おどしたというのがありました。その子どもが結局インターネットを使って冗談半分で行ったのだと思うのですけれども、脅迫罪で訴えられるような大きな事件になってしまい、子どもがこんな大騒ぎになるとは思わなかったと泣いていたという話です。寝屋川の事件にしても子どもたちが深夜、子ども同士スマートフォンで交信しているのです。そういう状況が子どもたちの世界にあるということをもう一度私たち大人もしっかりと認識して、子どもにはスマホやインターネットで交信するには社会的な責任が問われ、いろいろ安易に情報を発信したり、通信したりしてはいけないのだということを、今までも教育して下さっていると思うのですけれども、やはりそういう教育もよ

り必要ではないかなと思います。あと保護者へ、持たせる上での覚悟を理解してもらうことをもう一度やっていただきたいなと思いました。各学校はPTAを通してスマホの持ち方についていろいろとやってくださっていることがあるのですけれども、これを機会にもう一度みんなで確認し合ったほうがいいかなと思いました。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。大きな工事は夏休みに入れているのですけれども、順調で、遅れていることはないですね。

教育総務課長 そうですね。三中につきましては今年度便所改良と給排水の工事を行っております。一時大雨がございまして、その影響で何日か工事ができなかったということもございました。2学期に入っても少しかかっているところはあったようでございますが、おおむね順調に進んでいるかと思っております。また、体育館の床等につきましても、各学校、こちら小・中学校の体育館になりますが、また再度確認等をして計画的に対応できるようにしていきたいと思っております。

小・中学校の施設につきましては、以上でございます。

教 育 長 プール等も含めて子どもが素足で運動したりする場所については、再度またチェックをしていくということでお願いをいたします。それから、脅迫罪の話が出ましたけれども、他市在住とお話が出ましたけれども、あれ自治体名は明らかにされているのですか。

参事兼教育指導課長 まだ詳細は指導部から来ていませんが、新聞情報によると他市在住の中学生で、公立とは書いてございません。他市在住ということだけです。

教 育 長 そうですか。

教 育 長 それから、今、平野委員からお話があったように、先ほど問行調査あるいは石田参事からの学校の報告の中にもありましたが、本市でもやはりネットといたしますか、SNSにつきまして対応しているという話がございますけれども、そういったことを改めて今、御指摘のとおり指導していくということよろしいですか。

参事兼教育指導課長 今教えていただいていた件も含めて、改めて10月校長会が来週もございますので、そこで教育委員の先生からもそういう話が出ましたとお話します。あるいは、各学校で現在行われている健全育成上の課題の例を挙げて、私どもから校長先生方をお願いを改めていたします。

以上です。

教 育 長 具体的には例を挙げて指導していきたいと思っています。

ほかにございますか。

指導主事 職場体験について、基本的に職場体験の実施事業所は、各学校からその事業所に対してアプローチをしていきます。福生第二中学校は、毎年福生第一小学校を職場として選んで実施しておりますが、すべての中学校が必ずしも第一小学校、第四小学校を選択しているというわけではありません。

平野委員 どのようなことを学校でお手伝いしているのでしょうか。

指導主事 昨年度、福生第六小学校にも二中の生徒が来ておりました。実際には、学校の用務の仕事で学校と一緒に点検したり、あとは休み時間等に子どもたちと一緒に遊ぶというような活動をしておりました。また、授業等も参観をしながら、あくまでも補助というような形で一緒に授業に参加するというので、学校の現場を体験してもらいました。

以上です。

平野委員 ありがとうございます。これまでもあったのですね。

教育長 教師も一つの職業です。あるいは学校用務員はこれまでもありましたということをございます。

ほかにございますか。

それでは、よろしいですか。

それでは、その他報告事項を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第9回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時15分 閉会